

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その29)

- ①塩崎大臣が国会へ法案提出表明
- ②健康増進法の一部改正を検討か

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究室 教授

①塩崎大臣が決意表明

先月号で紹介したように昨年12月7日に28の医歯学会で構成される禁煙推進学術ネットワークと日本医師会など5団体から安倍首相と塩崎厚生労働大臣を含む4大臣、五輪の会場となる7都道府県の知事に法律・条例で屋内を禁煙とすることを求めた要望書を提出しました。

1月17日のニュースで、塩崎厚生労働大臣がそのような法案を1月20日から始まった国会に提出する、というビッグニュースが流れました(図1)。要望書が多少なりとも貢献した、と思っています。飲食店等からの反対意見はきつとあるでしょう。法規制のきっかけは五輪大会ではありませんが、国民の健康のために屋内禁煙化が必要、という観点で乗り越えて欲しいと思います。

②施行まで1年間の周知期間が必要

その数日後、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を県知事として成立させ、現在は参議院議員として活躍している松沢成文氏の事務所から、法規制は「健康増進法の一部を改正する法律



図1. 法律による禁煙化を目指すことを発表する厚生労働大臣 (NHK NEWS WEBから)

案」として検討されている、という情報が寄せられました(図2)。このような国民の生活に大きな影響がある法律を施行する場合、公布から施行まで1年間の周知期間がおかれます。

2010年、世界保健機関(WHO)は“A Guide to Tobacco Free Mega Event”という冊子を作成し、五輪大会やワールドカップ、万国博覧会など多く

の人々が集まるメガイベントをタバコフリー（無煙）で開催することを推奨しています。2019年のラグビーワールドカップにも受動喫煙防止法を間に合わせるためには今国会で承認し、2018年を周知期間としなければいけません。そのためには新たな法律を作るよりも既存の健康増進法を有効に活用することの方が現実的です。

2003年に施行された健康増進法第25条には、すでに飲食店等の利用者についても受動喫煙を防止するために必要な措置をとることが明記されました。しかし、努力義務では実効性はありません。北京市のように違反した店舗には1万元（日本の物価では40万円相当）の罰金を設定すればみんな守ります。ぜひとも罰則付きの法律として改正されることを期待しています。

な守ります。ぜひとも罰則付きの法律として改正されることを期待しています。

健康増進法第二十五条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

健康増進法の一部を改正する法律案（仮称）の概要	
改正の趣旨	多数の者が利用する施設等における受動喫煙の防止に係る対策を強化するため、当該施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。
改正の概要	※具体的内容については、団体ヒアリング等での御意見を踏まえて検討中
1. 特定施設等の利用者の責務	多数の者が利用する施設等のうち、一定の要件に該当するもの（以下「特定施設等」という。）の利用者に対して、一定の場所を除き喫煙を禁止する（喫煙禁止場所における喫煙の禁止）。
2. 特定施設等の管理について権原を有する者等の責務	特定施設等の管理について権原を有する者等に対して、①喫煙禁止場所の位置その他所要の事項の揭示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止、③喫煙禁止場所において喫煙の中止を求める等の努力義務等の責務を課す。
3. 喫煙禁止場所の範囲	喫煙禁止場所の範囲については、特定施設等の設置目的・性質等に鑑み、 (1) 受動喫煙による健康影響を特に受けやすい者が主に利用する施設（学校、医療機関等）にあつては敷地内禁煙 (2) (1)以外の施設等であつて、受動喫煙による健康影響を受けやすい者が主に利用する施設等（社会福祉施設、大学、官公庁、バス、タクシー等）にあつては屋内禁煙 (3) (1)と(2)以外の施設であつて、受動喫煙を防止するための措置をとることが公衆衛生上特に必要な施設等（飲食、販売などのサービス業、駅、ビル等の共用部分、鉄道、船舶等）にあつては屋内禁煙としつつ喫煙室（※）の設置可とする。 ※ 技術的基準に適合した喫煙室を設置する特定施設等についての都道府県知事等（都道府県知事・保健所設置市長）による指定制度を導入。
4. 義務違反者に対する罰則の適用等	上記1、2①と②に違反した者に対して、都道府県知事等による勧告・命令等を行い、更に違反した場合には罰則（過料）を適用する。
施行期日	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（予定）

図2